

戸沢村いきいきランドぼんぼ館エントランスホール  
リノベーション設計・施工一括発注公募型プロポーザル実施要領

戸沢村いきいきランドぼんぼ館エントランスホールリノベーション業務に係る公募型プロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容については次のとおりとする。

## 1. 目的

戸沢村いきいきランドぼんぼ館（以下「ぼんぼ館」という。）は平成7年7月にオープンし、日帰り温泉施設、砂風呂、屋内プール、レストランを有し、観光や健康増進の拠点施設として利用を増進してきた。しかし、入館者は年々減少し、営業利益も下降の一途を辿っている。また、新型コロナウイルス等新たな感染症の蔓延リスクが高まる中、感染症対策も急務となっていることから感染症対策と社会経済活動の両立を図る必要がある。このような現在のぼんぼ館を取り巻く課題や問題を解決し、施設の利用客誘致と地域活性化を図るために、新型コロナウイルス対策も兼ねた取り組みとしてリノベーションを計画する。本プロポーザルは、ぼんぼ館エントランスホールリノベーション事業に係るデザイン設計と実施設計及び施工を一括して発注するための優先交渉権者を選定するにあたり、高い技術力及び豊富な経験等を有する事業者を公募により選定するために実施する。

## 2. 業務の概要

(1) 事業名 戸沢村いきいきランドぼんぼ館エントランスホールリノベーション事業

(2) 事業内容

ア. エントランスホールのリノベーションに係るデザイン設計、実施設計業務（以下「設計業務」という。）

イ. エントランスホールの内装工事、電気設備工事を施工し、工事完了後に即時に利用に供することができる状態に整備する（以下「施工業務」という。）。

ウ. 上記設計業務及び施工業務を総括して「本業務」という。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和3年11月30日まで

(4) 発注者 戸沢村長 渡部 秀勝

(5) 対象建築物

施設名 戸沢村いきいきランドぼんぼ館

所在地 最上郡戸沢村大字松坂字野口147他

規模・構造 RC造、一部鉄骨造、一部プレストレストコンクリート造地上2階建

延床面積 4 2 2 8 . 4 7 m<sup>2</sup>

敷地面積 9 5 2 9 . 8 7 5 m<sup>2</sup>

(5) 支払条件 戸沢村財務規則及び業務委託契約約款による

(6) 見積限度額

設計業務 1,500,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

施工業務 22,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

### 3. 委託予定者選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式により選定する。

### 4. 参加資格要件

- (1) 山形県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (4) その他、法令等に違反していない者又は違反する恐れがない者であること。
- (5) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。設計業務について、設計管理技術者及び意匠主任技術者を配置すること。なお、設計管理技術者は、一級建築士の資格を有すること。
- (6) 施工業務について、現場代理人及び主任技術者を配置すること。
- (7) 自治体の公共工事等に係る業務履行実績があること。
- (8) 本業務を一括再委託しない者であること。

### 5. 施工条件

本事業は令和 3 年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し実施するものであり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱に基づき、以下に掲げる条件を全て満たす企画提案を行うこと。

- (1) エントランスホール 3 7 0 m<sup>2</sup>及び廊下 7 2 m<sup>2</sup>の床材を既存の石張り（花崗岩 JB 仕上げ、一部 P タイル貼り）から変更し、拭き取りによる清掃及び消毒作業が可能な抗菌仕様の

床材に変更すること。

(2) 休憩スペース、遊び場スペース、飲食スペース、物産スペースを確保し、諸スペースの特性を把握するとともに、機能性、安全性、利便性に配慮した平面計画とすること。

(3) 本施設内動線を明確にし、すべての利用者が安全で円滑に移動できるよう配慮すること。また、緊急時の避難等がスムーズに行えるようにすること。

(3) 既存の受付カウンターを撤去し、省スペース化するとともに、入館受付、電話対応、販売等といった従業員の業務を考慮した受付カウンターを再配置すること。

(4) 利用者の長時間の滞在を考慮した家具等を配置するとともに、売店その他の売上向上が図られるよう計画すること。なお、現状の設備及び備品等で利用可能な物があれば、再利用できるものとする。

## 5. スケジュール (予定)

項番	手続き等	期限等
(1)	プロポーザル実施要領、仕様書等の公表 質疑受付開始	令和3年8月17日(火)
(2)	現場見学	令和3年8月23日(月) 午前9時00分から 8月24日(火)午後5時00分まで
(3)	質問書提出締め切り	令和3年8月25日(水)
(4)	質問書回答	令和3年8月27日(金)までに回答
(5)	参加申込書提出	令和3年8月31日(火) 郵送の場合は当日消印有効
(6)	企画書提出締め切り	令和3年9月10日(金) 午前12時00分まで
(7)	書類審査・ヒアリング (プレゼンテーションは実施しません。)	令和3年9月中旬
(8)	評価、採点	令和3年9月中旬

項番	手続き等	期限等
(9)	結果通知	令和3年9月下旬
(10)	契約の締結	令和3年9月下旬

※上記日程は変更する場合があります。変更する場合は、事前に連絡します。

## 6. 現場見学

令和3年8月23日（月）午前9時00分から8月24日（火）午後5時00分まで

※事前に現場見学参加申込書（参考様式）をまちづくり課に提出し日程調整をすること。

## 7. 提出書類等

### (1) 参加申込書の提出

- ①参加希望者は、参加申込書（様式1）を提出すること。
- ②提出方法については、参加申込書の写しを電子メールで提出するとともに、原本を直接持参又は郵送で提出すること。なお、郵送の場合は当日消印有効とする。

### (2) 質問書の提出

- ①質問については、質問書（様式2）を提出すること。
- ②提出方法については、郵送又は電子メールで提出すること。

### (3) 質問に対する回答

質問書に記載されたEメールアドレス宛に質問回答書を添付し送付します。口頭による質問の受け付けは行いません。

### (4) 企画提案書の提出

#### ①企画提案書（様式任意）

提案者は、仕様書に示す内容に沿って企画提案書（任意様式）を作成してください。正本（1部）には、企画提案提出書（様式3）を添付して提出してください。

#### ②業務工程表（任意様式）

作業項目ごとに示した工程表を作成してください。

#### ③業務実施体制調書（任意様式）

本業務における契約締結後の体制並びに担当者等について記載してください。

#### ④業務実績書（任意様式）

自治体における過去5年以内の受託実績について記載してください。

⑤見積書（任意様式）

見積書のほか、積算根拠を明確にした見積内訳書を添付してください。

⑥その他関係書類

戸沢村入札参加資格名簿に登載されていない者については、納税証明書（法人税・消費税等・地方消費税）の写、定款を添付して提出して下さい。

⑦提出期限等

提出期限は、前記「5. スケジュール」に記載のとおりとし、提出部数は6部とする。提出方法については、直接持参又は郵送で提出すること。

## 8. 審査及び選定方法

(1) 選定は、審査委員会（副村長、総務課長、まちづくり課長、指定管理者等）において、提案書・ヒアリング等の内容により、総合的に審査し、最も評価点の高い者を第一優先交渉権者とする。

(2) 選定基準は、次のとおりとする。

①業務に対する考え方・手法等の提案

(リノベーションのコンセプト、提案の的確性・独創性、業務の実現性等)

②業務実施体制及び業務実績

(実施体制、同種又は類似業務の実績、熱意、理解度、技術力)

③見積金額

(提案内容に対する妥当性)

審査項目	評価の視点	配点
①リノベーションに関するコンセプト	創意工夫や新型コロナウイルス感染症対応等	/10
②内装改修提案	独自の提案や創意工夫	/20
③啓発提案	独自の提案や創意工夫	/10
④見積額	コスト削減	/10
合 計		50 点

- (3) 選定結果については、参加者全員に文書により通知する。
- (4) 審査の経緯及びその内容に関する問合せには応じません。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

## 9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (2) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為及び提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合。
- (4) 第三者の著作権等の権利を侵害する提案があった場合。
- (5) その他、本要領に定める手続きを遵守しない場合。

## 10. 契約

契約内容及び契約金額は、第一優先交渉権者と、企画提案書等を基に協議したうえで決定し、随意契約により契約を締結します。なお、第一優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合は、次点とされた者と交渉する場合があります。

## 11. 留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 提出期限以降の書類等の修正・変更は不可とします。
- (3) 提出書類は返却しません。ただし、提出書類は提出者に無断で他の業務等に使用しません。
- (4) 本事業の成果物等にかかる権利は、戸沢村に帰属します。

## 12. 担当部署（書類等提出先）

〒999-6401 山形県最上郡戸沢村大字古口270番地

戸沢村まちづくり課企画振調整係 担当：矢口

TEL：0233-72-2152

FAX：0233-72-2116

電子メールアドレス：kikaku@vill.tozawa.yamagata.jp

戸沢村公式ウェブサイトアドレス：<http://www.vill.tozawa.yamagata.jp>